

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(大阪府)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
大阪府 堺市 東大阪市 吹田市 枚方市 寝屋川市 茨木市 岸和田市 箕面市 池田市 羽曳野市	<p>新築 増築 改築 移転</p> <p>(寝屋川市のみ移転なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの 上記の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 法第18条の適用を受ける建築物(堺市、枚方市、岸和田市のみ) 	<p>指定なし</p> <p>H25.6.20～H28.6.19 (守口市)</p> <p>H22.6.20～ (岸和田市)</p>
大阪市	<p>新築 増築 改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物、および階数が3以上で延べ面積が50㎡を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの ※「住宅等」とは、一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎を示す。 上記に掲げる建築物以外の建築物で、延べ面積が50㎡を超えるもの 上記に掲げる建築物以外の建築物で法第43条第1項ただし書き若しくは法第53条第4項の規定による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 	指定なし
豊中市 高槻市	<p>新築</p> <ul style="list-style-type: none"> 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿で、延べ面積が50㎡を超えるもの 上記以外の建築物で地階を除く階数が3以上のもの又は延べ面積が300㎡を超えるもの ※高槻市は、棟別での合計 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 法第18条の適用を受ける建築物(高槻市のみ) 	<p>指定なし</p> <p>H19.10.1～ (高槻市)</p>
八尾市	<p>新築 増築 改築 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅(兼用住宅、長屋、又は共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの 上記に掲げる建築物以外の建築物 床面積の合計が300㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 	指定なし
守口市 門真市	<p>新築 増築</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認の申請に係る部分の床面積の合計が50㎡を超える住宅(一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿)の用途に供する建築物 上記に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの若しくは確認の申請書等に係る部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 	指定なし
和泉市	<p>新築 増築 改築 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の敷地が幅員4m未満の道路等に接するもの。 上記以外の建築物のうち一戸建ての住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物で、確認の申請部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの。 上記以外の建築物のうち確認の申請部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 	指定なし

※新築は、棟新築の建築物です。(豊中市のみ敷地新築となります。)

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(大阪府)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
大阪府 守口市	(1) 基礎工事に関する工程※			
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事 【対象建築物】 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物 ※ (法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を除く。)	基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	
	(2) 建方工事に関する特定工程			
	木造	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事	
	S造	2階の床版の取付け工事(平家建ての建築物については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事	
	RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平家建ての建築物については、屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはり(平家建ての建築物については、屋根床版)のコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)	
	SRC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事	
	その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 「その他の構造」には、法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を含む。 上記構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造は、該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事) 上記特定工程に明示のある工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。 守口市は、建方工事に関する特定工程に、SRC造の場合”(平家については屋根床版)”含む。 		
	大阪市	(1) 基礎工事に関する工程※		
木造、S造 RC造 SRC造 混合構造		基礎の配筋工事(杭基礎を除く。) 【対象建築物】 ※ 地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物 階数が3以上で延べ面積が50㎡を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	
(2) 建方工事に関する特定工程				
木造		屋根工事 (枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事)	壁の外装又は内装工事 (枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事)	
S造		2階床版の取り付け工事	壁の外装工事又は内装工事	
RC造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事	
SRC造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	
混合構造	2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 木造を除く平屋建ての場合は、屋根工事を特定工程とする。 上記特定工程に明示のある工事を2以上の工程に分けて施工する場合においては、いずれか早期のものを特定工程とする。 			

豊中市	(1) 基礎工事に関する工程※			
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事(杭基礎を除く。) 【対象建築物】 法第6条第1項第1号のみに該当する建築物、同項第4号に該当する建築物、法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料 ※ 又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる同項に規定する型式部材等を用いた建築物に該当するもの以外	基礎のコンクリート打設工事	
	(2) 建方・屋根工事に関する特定工程			
	木造	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事	
	S造	建方工事	壁の外装工事又は内装工事	
RC造、 SRC造	屋根の配筋の工事 (配筋工事を現場で施工しないものについては、屋根版の取付け工事)	屋根のコンクリート打設工事 (コンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、壁の外装工事又は内装工事)		
その他の構造	屋根工事	壁の外装工事又は内装工事		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の構造が混合したものにあっては、基礎工事に関する工程は最下階の構造を建築物の構造とし、建方・屋根工事に関する工程は最上階の構造を建築物の構造とする。 工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、基礎及び建方に関する特定工程とも全工区対象 			
堺市	(1) 基礎工事に関する工程※			
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	最下階の基礎の配筋工事 【対象建築物】 ※ 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物 (法第68条の11の型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を除く。)	基礎のコンクリート打込み工事	
	(2) 建方工事に関する特定工程(移転工事及び法第68条の11の型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を除く。)			
	木造	屋根の小屋組の工事 (耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)	壁の外装工事又は内装工事(下地工事を含む)	
	木造+RC造	木造部分の屋根の小屋組の工事 (耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)	木造部分の壁の外装工事又は内装工事(下地工事を含む)	
	木造+S造	鉄骨造の建方工事	木造の屋根の小屋組の工事 (耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)	
		木造部分の屋根の小屋組の工事 (耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)	木造部分の壁の外装工事又は内装工事(下地工事を含む)	
	S造	2階の床版の取付け又は2階の床の配筋工事(平屋については建方工事)	床のコンクリート打込み工事、壁の外装工事及び内装工事	
	RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については屋根床版)のコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)	
	SRC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事	
	その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 木造を除く上記構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造は、該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事 上記特定工程に明示のある工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。 			
東大阪市 高槻市 八尾市 門真市	(1) 基礎工事に関する工程※			
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事 【対象建築物】 ※ 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物 (法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を除く。)	基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	
	(2) 建方工事に関する特定工程			
	木造	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事	
	S造	2階の床版の取付け又は2階の床の配筋工事(平屋については建方工事)	壁の外装工事又は内装工事	
	RC造 SRC造	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、屋根及びこれを支持するはりの鉄筋を配置する工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階の床版及びこれを支持するはり(平屋については屋根の床版及びこれを支持するはりの)の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、屋根床版)に配置された鉄筋をコンクリートその他これらに類するもので覆う工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)	
		その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 「その他の構造」には、法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を含む。 上記構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造は、該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事) 工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。 ただし、門真市は、基礎及び建方に関する特定工程とも全工区対象 東大阪市、高槻市は、検査対象が2棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の工事を特定工程とする。 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、上記で規定する特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分については、この規定は適用しない。 高槻市は、屋根の小屋組の工事を筋かい、接合金物が目視で確認できる壁下地工事、ただし枠組壁工法による場合については、壁を設置する工事としています。 		

吹田市 枚方市 寝屋川市 茨木市 岸和田市 池田市 羽曳野市	(1) 基礎工事に関する工程※		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事	基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		【対象建築物】 ※ 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物 (法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を除く。)	
	注) 枚方市、岸和田市は、法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物のみを除く。		
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
S造	2階の床版の取付け又は2階の床の配筋工事(平屋建てについては、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事	
RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平屋建ての建築物については、屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはり(平屋建ての建築物については、屋根床版)のコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)	
SRC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事	
その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 「その他の構造」には、法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を含む。 上記構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造は、該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事) 工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。 ただし、寝屋川市は、基礎工事に関する特定工程は全区対象 岸和田市のみ検査対象が2棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の工事を特定工程とする。 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、上記で規定する特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分については、この規定は適用しない。 		
箕面市	(1) 基礎工事に関する工程※		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の床版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	基礎の床版及びこれを支持するはりのコンクリートの打込工事の工程
		【対象建築物】 ※ 法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物 (基礎の部分の全部について、法第68条の20の規定により認証型式部材等に関する確認及び検査の特例を受ける建築物を除く。)	
	(2) 建方工事に関する特定工程(「その他の構造」を除き、法第68条の10の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く。)		
	木造	屋根の小屋組の工事の工程(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の緊結工事、壁又は筋かいの取付工事等を含む。)	壁の外装工事又は内装工事の工程(構造耐力上主要な部分である壁の取付工事を除く。)
	S造	2階の床版の取付工事の工程(平屋については、建方工事の工程)	壁の外装工事又は内装工事の工程
RC造 SRC造	2階の床版(平屋については、屋根版)及びこれを支持するはりの配筋工事の工程(配筋工事を工事現場で施工しないものについては、2階の床版(平屋については、屋根版)及びこれを支持するはりの取付工事の工程)	2階の床版(平屋については、屋根版)及びこれを支持するはりのコンクリートの打込工事の工程(コンクリートの打込工事を工事現場で施工しないものについては、2階の柱又は壁の取付工事(平屋については、壁の外装工事又は内装工事)の工程)	
その他の構造	屋根の工事の工程(構造耐力上主要な部分である壁の取付工事等を含む。)	壁の外装工事又は内装工事の工程(構造耐力上主要な部分である壁の取付工事を除く。)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 上記構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造は、該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(木造を含む場合については、最も遅く施工する工事の工程) 一の確認の申請で2棟以上の中間検査を行う建築物がある場合は、最も早く施工する棟とし、工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工程を特定工程とする。 既存の建築物の部分を利用するため、指定する特定工程で規定する特定工程の工事を施工しない部分については、適用しない。 		
和泉市	(1) 基礎工事に関する工程※		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打設工事
		【対象建築物】 ※ 法第6条第1項第2号若しくは第3号に掲げる建築物(法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。)	
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造	屋根の小屋組の工事(当該工事完了時において構造耐力上主要な部分である軸組み等に関する工事が完了していない場合は建方工事とし、構造耐力上主要な部分及び接合方法が目視できる工程に限る。)	内装工事
	S造	建方工事(第1節(主として柱を基礎等に緊結する部分)の建方工事に限る。)	内装工事
RC造、SRC造 その他の構造	1階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事 建方工事	1階立ち上がり部のコンクリート打設工事 内装工事	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 上記構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造は、該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事) 各棟毎にそれぞれ工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。 		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。